

## 一般廃棄物処理施設建設に係る生活環境影響調査業務内容

### 1 業務の概要

受託者は、本業務の実施にあたり、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、また、必要に応じて長野県環境影響評価技術指針（平成 19 年 8 月長野県生活環境部）を参考にして、対象施設の建設及び稼働によって、周辺地域の環境に及ぼす影響について、調査及び予測を行い、環境への影響をできる限り低減するための措置を検討し、生活環境影響調査報告書としてとりまとめる。

### 2 事業実施計画書の提出

受託者は、本仕様書に基づき、業務の目的、主旨を十分に理解したうえで、業務概要、業務工程等について記載した事業実施計画書を作成し、提出するものとする。

### 3 現況把握

受託者は、建設予定地及びその周辺地域の調査項目の現況について把握し、予測及び影響の分析に必要な情報を得るため、以下の現況把握を行う。

#### (1) 大気質

##### ア 大気質

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 環告 25）に準ずる方法	7 日間連続／季 × 4	建設予定地（1 地点）
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 環告 25）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 環告 38）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」	7 日間連続／季 × 4	建設予定地（1 地点） 廃棄物運搬車両の主要な搬入道路沿道（4 地点）

	(平成 21 年環告 33) に準ずる方法		
塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和 63 年環境庁) に準ずる方法(ろ過捕集、イオンクロマトグラフ法)	7 日間連続 / 季 × 4	建設予定地 (1 地点)
ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年環境省) に準ずる方法	7 日間連続 / 季 × 4	建設予定地 (1 地点)

## イ 地上気象

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
風向・風速 気温 湿度 日射量	「地上気象観測指針」(平成 14 年気象庁) に準拠	1 年間 (365 日)	建設予定地 (1 地点)
放射収支量	「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」(平成 22 年環境省) に準拠	1 年間 (365 日)	建設予定地 (1 地点)

## ウ 上層気象

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
風向・風速・気温 の鉛直分布	「高層気象観測指針」(平成 7 年気象庁) に準拠し、GPS ゾンデ等により 1,500m まで観測	3 日間 (8 回/日) / 季 × 2 (夏期、冬期)	建設予定地 (1 地点)

## (2) 騒音

### ア 騒音

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
環境騒音 騒音レベル 等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環告 64 号) 等に準拠	2 日間 (各 24 時間連続測定) / 季 × 2	建設予定地 (1 地点) 建設予定地に最も近い人家等が存在する地域 (1 地点)
交通騒音 騒音レベル 等価騒音レベル	(同上)	2 日間 (各 24 時間連続測定) / 季 × 2 (平日及び観光シーズンの休日)	廃棄物運搬車両の主要な搬入道路沿道 (4 地点)
道路幅員	道路幅員を計測	交通騒音の測定時に 1 回	

イ 交通量

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
交通量	方向別、大型車・小型車・二輪車別に1時間毎の通過台数を計測	2日間/季×2（交通騒音測定時）	廃棄物運搬車両の主要な搬入道路沿道（4地点）

(3) 振動

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
環境振動 振動レベル	「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」等に準拠	2日間（各24時間連続測定）/季×2	建設予定地（1地点） 建設予定地に最も近い人家等が存在する地域（1地点）
交通振動 振動レベル	（同上）	2日間（各24時間連続測定）/季×2 （平日及び観光シーズンの休日）	廃棄物運搬車両の主要な搬入道路沿道（4地点）
地盤卓越振動数	大型車・小型車・二輪車の単独走行を対象に各10台程度を計測	交通振動の測定時に1回	

(4) 悪臭

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環告63号）に準拠	1回（夏期）	建設予定地に最も近い人家等が存在する地域（2地点）
特定悪臭物質 （22物質）	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環告9号）に準拠	1回（夏期）	建設予定地に最も近い人家等が存在する地域（2地点）

(5) 景観

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
主要な眺望地点及び眺望の状況の確認	パンフレット等の観光情報や聞き取りによる調査 現地調査	年2回 （積雪期、新緑期）	建設予定地の周辺地域（3地点）

## (6) 動植物

### 希少動植物の生息・生育

調査項目	調査方法	調査期間及び回数	調査地点
猛禽類の営巣木の有無	現地調査	猛禽類の繁殖期に1回	建設予定地及びその周辺500mの範囲
猛禽類の行動調査	定点観測	猛禽類の繁殖期(3月～7月)に1回/月	
希少植物	既存文献や聞き取りによる調査 現地調査	年2回 (春期(4～5月)、 夏期(7～8月)に それぞれ1回)	建設予定地

#### 4 調査見学会等への協力

受託者は、調査見学会の開催に協力するとともに、住民等からの質問があれば、委託者へ報告の上、対応すること。

#### 5 現況調査報告書の作成

受託者は、季節毎の現況把握の結果(速報値)について取りまとめ、速やかに報告する。

なお、現況把握の結果(速報値)は季節毎に公表するので、報告書の作成に当たり、図表を用いたり、専門的な用語に解説を付けるなど、関係住民に分かり易い内容となるように配慮すること。

#### 6 予測

受託者は、対象施設の規模、稼働状況及び現況把握の結果を踏まえ、施設稼働時における以下の調査項目への影響の程度及び当該変化の及ぶ範囲について、予測を行う。

##### (1) 大気質

###### ア 煙突排ガスによる影響

###### (ア) 長期平均濃度(年平均値)

(予測項目) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、  
ダイオキシン類

(予測地点、範囲) 建設予定地及び周辺6kmの範囲内において、寄与濃度が最大となる地点及びその周辺の人家等を含む地域

###### (イ) 短期平均濃度(1時間値)

(予測項目) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素

(予測地点、範囲) 建設予定地及び周辺 6 km の範囲内における最大着地  
濃度地点を含む風下側の地域

イ 廃棄物運搬車両排出ガスによる影響

長期平均濃度(年平均値)

(予測項目) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質

(予測地点、範囲) 調査地点に準じ、道路端から概ね 100m の範囲

(2) 騒音

ア 施設の稼働による影響

(予測項目) 騒音レベルの 90%レンジの上端値 ( $L_5$ )

(予測地点、範囲) 調査地点に準じる。

イ 廃棄物運搬車両による影響

(予測項目) 等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

(予測地点、範囲) 調査地点に準じ、道路端から概ね 100m の範囲

(3) 振動

ア 施設の稼働による影響

(予測項目) 振動レベルの 80%レンジの上端値 ( $L_{10}$ )

(予測地点、範囲) 調査地点に準じる。

イ 廃棄物運搬車両による影響

(予測項目) 振動レベルの 80%レンジ上端値 ( $L_{10}$ )

(予測地点、範囲) 調査地点に準じ、道路端から概ね 100m の範囲

(4) 悪臭

(予測項目) 臭気指数、特定悪臭物質濃度

(予測地点、範囲) 調査地点に準じる。

(5) 景観

(予測項目) 施設の建設及び稼働による主要な眺望地点からの眺望の変化等

(予測地点、範囲) 現況把握により抽出された主要な眺望地点

煙突を含めた施設の形状等が与える影響だけでなく、必要に応じて、煙突から排出される排ガス中の水蒸気による白煙が与える影響についても考慮する。

## (6) 動植物

(予測項目) 施設の建設及び稼動に伴う猛禽類及び希少植物への影響

(予測地点、範囲) 調査範囲に準じる。

既存文献及び聞き取り調査に関する内容については、情報提供者との意見調整を十分はかること。

## 7 影響の分析及び環境保全対策の検討

対象施設の稼動時における各調査項目への影響の程度について、環境基準等の環境保全の観点からの基準または目標との対比を行い、周辺地域の環境へ及ぼす影響が十分に回避、低減されていない場合は、その影響を実行可能な範囲で回避、低減するための環境保全対策の検討を行う。また、必要に応じてその検討の経緯についても明らかにする。

## 8 調査報告書の作成

現況把握の内容及び結果、予測される影響の程度、環境保全対策の内容等について、生活環境影響調査報告書を作成する。作成に当たっては、図表を用いたり、専門的な用語に解説を付けるなど、関係住民に分かり易い内容となるように配慮すること。

## 9 住民説明会への対応

生活環境影響調査の公告・縦覧に伴い実施する住民説明会等について、生活環境影響調査に係る資料の作成及び調査内容の説明を行う。資料及び説明の内容については事前に広域連合と協議を行い、その指示に従うこと。

## 10 関係住民からの意見書に対する見解書の作成

生活環境影響調査報告書に対して提出された生活環境の保全上の見地からの意見書に対する見解（案）及び検討資料の作成を行う。